

事務連絡
令和4年2月21日

各都道府県建設業協会事務局長 殿

一般社団法人 全国建設業協会
専務理事 山崎 篤 男

水際対策に係る新たな措置について

平素は、当会の業務運営についてご高配賜り厚く御礼申し上げます。

また、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策についてはご協力いただき誠にありがとうございます。

既に報道等されておりますが、外国人の新規入国の停止等の措置がとられていた我が国の水際措置につきまして、別添のとおり新たな措置が水際制度担当省庁から公表され、国土交通省から通知が参りましたので、お知らせ致します。

つきましては、貴会会員企業の皆様に対し、周知方よろしく願いいたします。

以上

関係団体等の長 各位

国土交通省 不動産・建設経済局 国際市場課長

(周知依頼) 水際対策に係る新たな措置について

平素より国土交通行政の推進にご理解・ご協力をいただいております。誠にありがとうございます。

さて、この度、オミクロン株に関する知見の蓄積、希望する高齢者への3回目のワクチン接種が完了する見込みであること等を踏まえ、下記のとおり、3月1日より適用となる水際対策に係る新たな措置が水際制度担当省庁から公表されましたので、お知らせ致します。

貴団体所属企業への周知等についてお願い致します。なお、制度の詳細は、厚生労働省 HP をご確認ください。また、本制度に関するご質問は、厚生労働省 HP にコールセンターが掲載されますので、そちらへお問い合わせいただくよう、お願い致します。

記

1. 入国者の待機期間等の緩和について

- ① 入国前検査、入国時検査、待機期間のフォローアップを維持することを前提に、入国者の待機期間について、7日間待機を原則としつつ、3日目検査で陰性確認以降の待機を不要とする。
- ② オミクロン株の指定国の施設待機期間を3日とする。
- ③ ワクチンの3回目追加接種者については、以下の扱いとする。
 - ・ 指定国からの入国：検疫施設待機に代えて、自宅等待機とする。
 - ・ 非指定国からの入国：自宅等待機を免除する。
- ④ 自宅等待機のための自宅等までの移動（検査後24時間以内）については、公共交通機関を使用可とする。

2. 外国人の新規入国制限の緩和について

受入責任者の管理の下（詳細は下記4）、観光目的以外の外国人新規入国を可能とする。

3. 入国者総数の上限

上限（目途）を緩和する（3,500人/日→5,000人/日）

4. 外国人の新規入国に必要となる手続きの流れについて

- ① 受入責任者（企業等）が、オンライン上で、入国者フォローアップシステム（ERFS）へ申請
- ② ERFSより受入責任者に対し、受付済証の交付
- ③ 受入責任者は、入国する外国人に対し、受付済証を交付
- ④ 入国する外国人は、受け取った受付済証を査証発給時に在外公館へ、入国時に検疫所へ提示
- ⑤ 水際制度担当省庁がスマートフォンアプリ（MySOS）を通じて健康状態・待機状況を確認

※ 国土交通省への申請は不要となります。昨年、国土交通省にすでに申請している方・審査済証を受け取った方であっても、政府統一のシステムに再度ご自分で必要事項を入力いただく必要があります。詳しくは、別添資料及び厚生労働省 HP をご確認ください。

<制度全般についての問い合わせ>

水際制度省庁（内閣官房、法務省、外務省、厚生労働省）※厚生労働省にてコールセンター設置予定

<本依頼自体に関する問い合わせ>

国土交通省不動産・建設経済局 国際市場課 03-5253-8111（内線：24624）

本年3月以降の水際措置の見直しについて

本年3月1日から、水際対策について以下の措置を講じる。

1. 入国者の待機期間等

7日間待機を原則としつつ、3日目検査で陰性が確認された場合、それ以降の待機を不要とする。オミクロン株の指定国については、3日間の施設待機とする。

ワクチン3回目追加接種者については、以下の扱いとする。

- ・ 指定国：検疫施設待機に代えて、自宅等待機とする。
- ・ 非指定国：自宅等待機を免除する。

自宅等待機のための自宅等までの移動（検査後24時間）につき、公共交通機関の使用を可能とする。

2. 外国人の新規入国

外国人新規入国について、受入責任者の管理の下、観光目的以外の入国を認める。

3. 入国者総数の引上げ

入国者総数の上限について、現在の1日3,500人目途を、3月1日から1日5,000人目途に引き上げる。